

○トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置について

(令和元年10月31日付け国自安第107号、国自貨第68号)

改正	現行
<p>制定 令和元年10月31日 国自安第107号 国自貨第68号 <u>一部改正 令和5年3月28日</u></p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: right;">自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長</p> <p>トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置について</p> <p>トラック事業における輸送の安全を確保するとともに、今後も事業の担い手であるトラックドライバーが安心して働ける環境を形成・維持していくためには、<u>法令遵守への意識が低く、悪質な法令違反が常態化していると認められる事業者に対し、これまで以上に強力かつ重点的に改善を促すことが必要であることから、「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について（平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号）」による監査の実施にあたっては、令和5年4月1日より、下記のとおり取扱うこととしたので留意されたい。</u></p>	<p>制定 令和元年10月31日 国自安第107号 国自貨第68号</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p style="text-align: right;">自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長</p> <p>トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置について</p> <p>トラック事業の健全な発達及びトラックドライバーの労働条件の改善を図るため、「<u>貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成30年法律第96号）</u>」が平成30年12月に公布されたところである。</p> <p>トラック事業の継続的な安全性を確保するとともに、<u>それに資することとなるトラックドライバーが安心して働ける環境を形成するためには、悪質な法令違反が常態化していると認められる事業者に対し、早期に改善を促すことが必要であることから、「自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の監査方針について（平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号）」による監査の実施にあたっては、令和元年11月1日より、下記のとおり取扱うこととしたので留意されたい。なお、「トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置について（平成30年3月30日付け事務連絡）」は廃止する。</u></p>

1. 適正な事業が行われていない可能性が高い事業者（営業所）に対する監査強化

運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が実施する巡回指導（以下、単に「巡回指導」という。）の総合評価が「E」となった営業所に対して、以下の手順により監査等の対応を図ることとする。

なお、巡回指導の総合評価が「D」となった営業所に対しても、可能な限り以下により監査等の対応を図ることとする。

（削除）

①～⑤（略）

2. 法令遵守への意識が低い事業者（営業所）に対する監査強化

【対象となる営業所】

(a)総合評価が「D」または「E」となった営業所で、指摘事項について、巡回指導実施日から3か月後（以下「改善期限」という。）までに地方実施機関に対して改善結果報告を行わなかった営業所（改善結果報告を行ったものの指摘事項のすべてについて改善が認められない営業所を含む。）

(b)令和5年4月1日以降に実施する巡回指導（通常巡回）の総合評価が3回連続で「D」または「E」である営業所

(c)令和5年3月31日時点において直近の巡回指導（通常巡回）の総合評価が過去3回連続「E」で推移している営業所（ただし、改善実施済（改善対応中を含む。）の営業所を除く。）

【対応】

(1)上記営業所に対しては、原則として適正化実施機関から報告があった日より6か月以内に監査を実施することとするが、遅れる場合であっても12か月

1. 適正な事業が行われていない可能性が高い事業者（営業所）に対する監査強化

運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が実施する巡回指導（以下、単に「巡回指導」という。）の総合評価が「E」となった営業所に対して、以下の手順により監査等の対応を図ることとする。

なお、巡回指導の総合評価が「D」となった営業所に対しても、可能な限り以下により監査等の対応を図ることとする。

（1）特定の違反項目について改善が図られない営業所

①～⑤（略）

（2）改善期限までに改善結果報告がない営業所

① 指摘事項について、巡回指導実施日から3か月後（以下「改善期限」という。）までに地方実施機関に対して改善結果報告を行わなかった営業所（改善結果報告を行ったものの指摘事項のすべてについて改善が認められない営業所を含む。）に対しては、原則として改善期限から6か月以内に監査を実施することとするが、遅れる場合であっても12か月以内に必ず実施することとする。

以内に必ず実施することとする。

なお、当該監査の実施方法については、原則「臨店監査」とするが、指摘事項に応じて「呼出監査」としてよい。

(2) (1)の「臨店監査」を実施する場合にあつては、巡回指導により「否」と判定された項目を重点事項として、特に「健康診断の実施、適正な記録・保存」、「健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険への加入及び納付」の状況は必ず調査することとし、「呼出監査」を実施する場合にあつても、「健康診断の実施、適正な記録・保存」、「健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険への加入及び納付」の状況について必ず調査を行い、その他巡回指導により「否」と判定された項目から事業者の状況に応じた重点事項を定めて調査することとする。

(3) 地方運輸局は、(1)により実施した「臨店監査」又は「呼出監査」に基づいて判明した違反事項について、改善期限から24か月以内に行政処分を行うこととする。

(削除)

(4) (1)から(3)の対応に当たっては、対象となる営業所の全てに監査を実施することを大前提とするが、真にやむを得ない事情により、当該年度中の実施が叶わない場合は、以下の優先順位に基づき対応することも可とする。

(優先順位)

- ① (a)の営業所で総合評価が「E」である営業所
- ② 過去3回の総合評価が全て「E」である営業所
- ③ 総合評価(直近時)が「E」である営業所
- ④ (a)の営業所で総合評価が「D」である営業所
- ⑤ 総合評価(直近時)が「D」である営業所

なお、当該監査の実施方法については、原則「臨店監査」とするが、指摘事項に応じて判断することとする。

② ①の「臨店監査」を実施する場合にあつては、巡回指導により「否」と判定された項目を重点事項として、特に「健康診断の実施、適正な記録・保存」、「健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険への加入及び納付」の状況は必ず調査することとし、「呼出監査」を実施する場合にあつても、「健康診断の実施、適正な記録・保存」、「健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険への加入及び納付」の状況について必ず調査を行い、その他巡回指導により「否」と判定された項目から事業者の状況に応じた重点事項を定めて調査することとする。

③ 地方運輸局は、上記①により実施した「臨店監査」又は「呼出監査」に基づいて判明した違反事項について、改善期限から24か月以内に行政処分を行うこととする。

④ ③の行政処分の後、当該行政処分に係る違反事項について改善が図られていることを確認するために運輸支局が実施する改善確認監査において、改善が認められない事項がある場合には、呼出監査に切り替え改善されていない違反事項を指摘し、再度、行政処分を行うこととする。

(新設)

(3) (削除)

3. 新規参入事業者に関する措置

新規に事業許可を取得した事業者については、運輸開始当初の事業運営体が継続的に維持され、法令を遵守した事業運営が継続的に行われているかどうか、必ずしも確認しにくい面があることに鑑み、運輸支局は次の(1)及び(2)のいずれにも該当する営業所に対して、前記2.の手順に沿って監査を実施するものとする。

(1) (略)

(2) 当該新規巡回指導の次に実施される巡回指導の総合評価が「D」

4. (略)

5. その他

(1) 本通達による監査の実施にあたっては、地方運輸局が単独又は運輸支局と合同で実施することを妨げるものではない。また、上記1.～4.の他に、監査を実施することを妨げるものではない。

(2) (略)

(3) 2.に係る監査の実施にあたり、地方実施機関から報告される営業所数が相当数に上ることが見込まれる等、本通達に規定された期限までの対応が極めて困難となることが予想される年度については、年度開始時に、前年度の実績等を踏まえ、運用のあり方を改めて検討、調整することとする。

附則(令和5年3月28日 国自安第152号、国自貨第174号 一部改正)

1 この通達は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年3月31日以前に実施された巡回指導に基づき適正化実施機関から報告があったものについては、改正前の通達に基づいて対応することと

(3) (削除)

2. 新規参入事業者に関する措置

新規に事業許可を取得した事業者については、運輸開始当初の事業運営体が継続的に維持され、法令を遵守した事業運営が継続的に行われているかどうか、必ずしも確認しにくい面があることに鑑み、運輸支局は次の(1)及び(2)のいずれにも該当する営業所に対して、前記1. (2)・(3)の手順に沿って監査を実施するものとする。

(1) (略)

(2) 当該新規巡回指導の次に実施される巡回指導(新規巡回指導から2～4年以内に実施)の総合評価が「D」

3. (略)

4. その他

(1) 本事務連絡による監査の実施にあたっては、地方運輸局が単独又は運輸支局と合同で実施することを妨げるものではない。また、上記1.～3.の他に、監査を実施することを妨げるものではない。

(2) (略)

(新設)

(新設)

する。